

通算法人の所得基準額の計算に関する明細書

事業年 度	：	：	法人名			別表十 (一) 付表
				円	円	
欠損控除前所得金額の計算	通算前所得金額 ((別表四「26の①」+「32の①」)+別表四付表「9の①」)	1		特定事業等欠損控除前所得金額又は特例事業者欠損控除前所得金額の計算	特例対象内国法人に該当する場合の通算前所得金額 (1)	10
	他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(三)「9の計」)-(1)	2			他の特例対象内国法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(三)「13の計」)-(10)	11
	通算前欠損金額 (((別表四「26の①」+「32の①」)+別表四付表「9の①」)が0を下回る場合のその下回る額)	3			特例対象内国法人に該当する場合の通算前欠損金額 (3)	12
	他の通算法人の通算前欠損金額の合計額 (別表十八(三)「10の計」)	4			他の特例対象内国法人の通算前欠損金額の合計額 (別表十八(三)「14の計」)	13
	欠損控除前所得金額 (1)-(4)× $\frac{(1)}{(1)+(2)}$	5		第1項号第適用の場合は合	(6)+(7)+(11)	14
特例定事業者等欠損控除前所得金額の又計算特	軽減対象所得金額	6		第2項適用の場合	特定事業等欠損控除前所得金額 $(6)-((9)+(13))\times\frac{(6)}{(14)}$	15
	他の対象通算法人の他の軽減対象所得金額の合計額 (別表十八(三)「11の計」)-(6)	7			(7)+(10)+(11)	16
	特定事業等欠損金額	8			特例事業者欠損控除前所得金額 $(10)-((9)+(13))\times\frac{(10)}{(16)}$	17
	他の対象通算法人の特定事業等欠損金額の合計額 (別表十八(三)「12の計」)	9		所得基準額	((5)と((15)又は(17))のうち少ない金額)	18

令五
・
四
・
一
以
後
終
了
事
業
年
度
分